



# 特別回報

外航組合員各位

## 2018 保険年度コンディションサーベイ実施報告

2018 保険年度 (以下、PY) に実施したコンディションサーベイのまとめを以下のとおりご報告します。

### 1. 目的

当組合では、一定の船齢に達した新規加入船と既加入船に対し、第三者機関によるコンディションサーベイ (以下、CS) を実施しています。

加入船舶の管理及び堪航性を一定水準以上に保つため、国際 P&I グループの指針に従いコンディションサーベイに力を入れています。

### 2. 実施状況

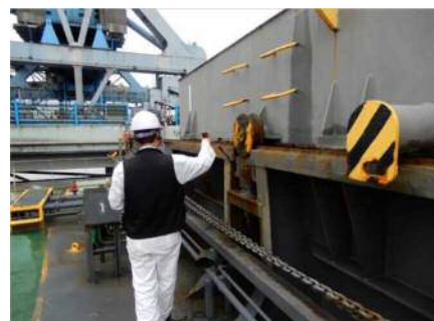
2018PY は、180 隻の CS を組合員のご協力により実施いたしました。内訳は次のとおりです。

既加入船の CS : 89 隻、新規加入船の CS : 91 隻

既加入船の CS 対象は 142 隻あり、実施率は 63% でした。実施できなかった 53 隻は本船スケジュールや寄港地の都合によるもので、2019PY に繰り越しています。

2019PY は、前年度からの繰り越した 53 隻を含む 145 隻 (2019 年 3 月 20 日現在) を CS 対象とし、完全実施を目指します。

サーベイはアジアを中心に実施していますが、その他の地域でも可能なので、ご協力をお願いします。

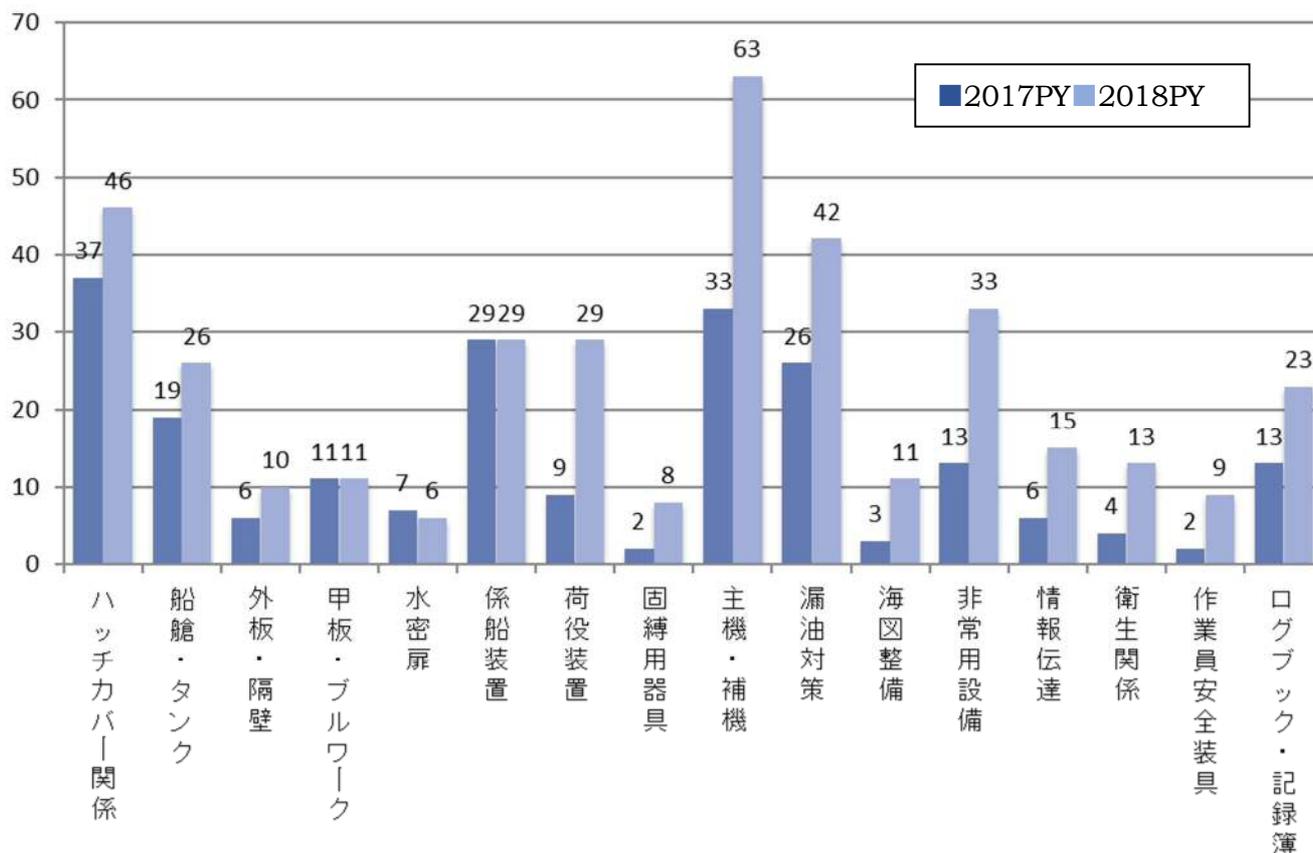


ウルトラソニックを用いたハッチカバー風雨密性テストの様子

### 3. 指摘事項の傾向

前年の特別回報第 18-007 号で紹介した傾向と変わらず、ハッチカバー・コーミング、機関室設備、漏油対策の不備に指摘が集中しています。2017 PY および 2018PY の指摘事項の傾向をグラフで紹介します。

## 2017PY および 2018PY 指摘事項の傾向



改善勧告した船舶のうち、CS 実施直後に事故を発生する可能性が高い重大な不具合があった 13 隻については Defect Warranty を付帯し、「てん補制限もありうる」と警告しました。2018PY に Defect Warranty を付帯した一例を以下に紹介します。

### 【一般貨物船・撒積貨物船・チップ船】

- ・ハッチカバーウルトラソニックテスト不合格（詳細は 2016 年 7 月 13 日付特別回報[第 16-011 号](#)参照）
- ・ハッチコーミングの逆止弁の状態不良
- ・すべてのカーゴホールドにおいて 70 パーセント以上の著しい発錆
- ・ホールド内梯子や手すり・プラットフォームにおいて著しい腐食や損傷
- ・ハッチカバークリートが腐食・固着している状態

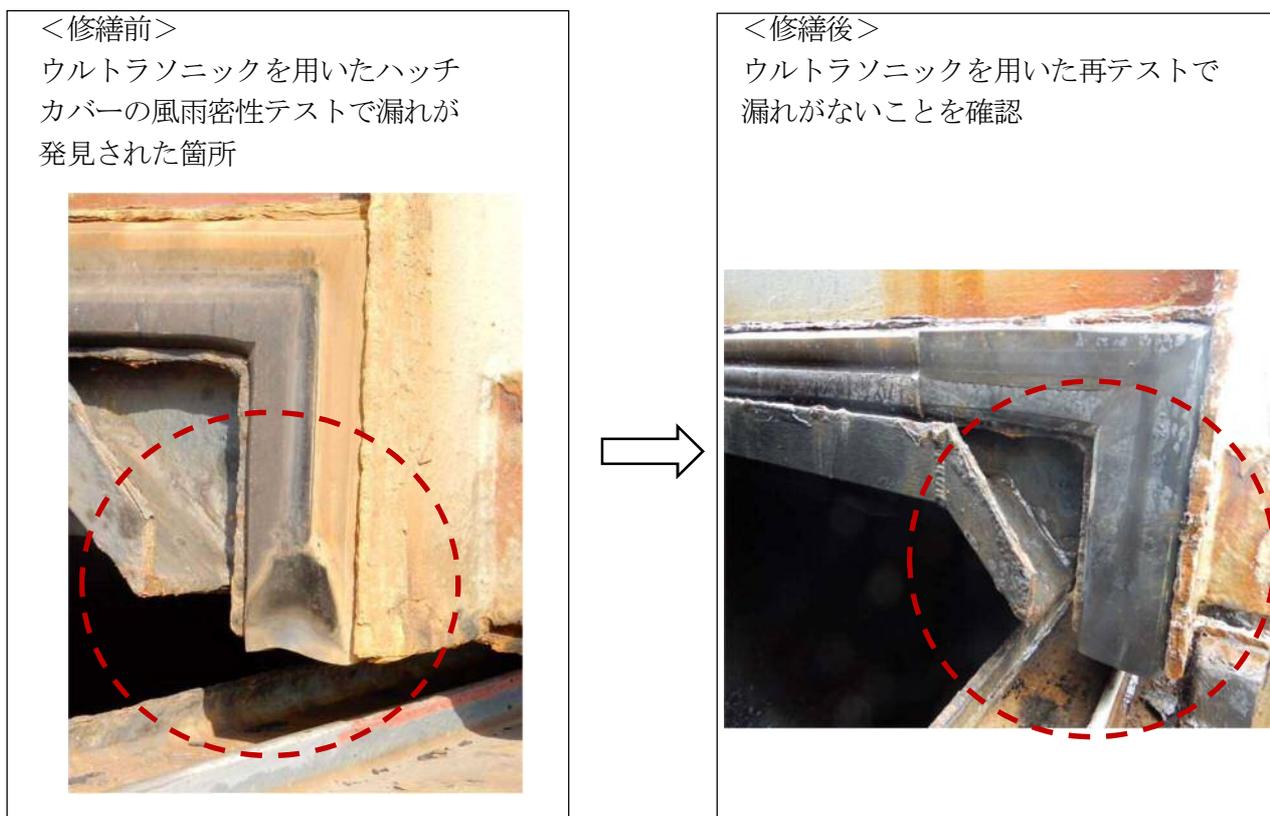
### 【コンテナ船】

- ・コンテナセルガイド変形、支柱腐食
- ・カーゴホールド内浸水（最大で水深 10cm）

### 【その他（船種に関係なく）】

- ・係船機・揚錨機ブレーキライニングの著しい衰耗
- ・機関室内の複数台の機器からの漏油

以下の写真は 2018PY の CS において、ある船舶で実際にハッチカバーのラバーガasketの不具合が発見され、その後速やかに修繕が実施された事例です。



CS を通して、本船に保守整備計画があっても、効果的に運用されていない船舶や、不具合箇所の仮修理（ハッチカバーでは、シリコンパテやマリンテープ貼付）だけを実施して放置されている事例が多く見られました。恒久的な修繕を実施し、なぜ整備されなかったのか、どうして不具合や仮修理が放置されたのか、再発防止策を検討していくことが肝要です。

#### 4. まとめ

これからサーベイを受検される皆さまは、当組合のコンディションサーベイを組合全体の事故防止だけでなく、第三者の目でチェックすることで本船の現状を客観的に把握する事ができるツール（手段）としても捉えていただき、2019PYでのサーベイ実施にご協力をお願い申し上げます。

以上

添付資料：サーベイ実施基準

## サーベイ実施基準

- (1) 新規加入予定船：船齢 10 年以上の全船舶 ただし、  
コーティングタンクをもつケミカルタンカー等<sup>(注1)</sup>は、船齢 5 年以上  
(注 1) コーティングタンクをもつケミカルタンカー、メタノールタンカー、プロダクトタンカー、硫酸タンカー、糖蜜タンカー、クリーンタンカー、鉱石・ケミカル兼用船
- (2) 既加入船：船齢 15 年以上の全船舶 ただし、  
イ. 船舶の堪航性に起因する同種事故を 2 回以上起している船舶は、船齢に関係なく全船舶  
ロ. コーティングタンクをもつケミカルタンカー等<sup>(注1)</sup>は、船齢 5 年以上  
ハ. 冷凍冷蔵運搬船<sup>(注2)</sup>は、船齢 10 年以上  
ニ. 過去 12 ヶ月間に貨物として重質重油 (HFO: Heavy Fuel Oil) を運送したタンカーは、船齢 10 年以上。 ただし、以下の場合は除く。  
- 過去 12 ヶ月間に組合のコンディションサーベイを受検している  
- 過去 6 ヶ月間に船級協会の定期検査を受検している  
- 国際船級協会連合 (IACS) 加盟の船級協会による船舶状態評価鑑定 (CAP) で CAP1 または CAP2 の評価を取得している  
(注 2) 冷凍・冷蔵貨物運搬船、冷凍・冷蔵貨物運搬船兼油槽船
- (3) 再検査：  
イ. 原則として検査日から 5 年毎  
ロ. 船齢が 20 年を超える新規加入船舶に関しては、加入後 2 年毎  
ハ. フリート若しくは船舶管理会社の変更があった場合

### 注意事項

- [1] コンディションサーベイ実施にあたり、組合指定の検査機関より 1~2 名のサーベイヤーがアテンドします。 組合の検査項目にしたがって各証書類の確認、各部メンテナンス状況、航海計画、救命消火安全設備、堪航性、堪貨性及び船種毎の検査項目等について本船の運航スケジュールに支障のない範囲で半日から 2 日程度の日数で実施されます。 検査項目の中には、ハッチカバーの水密テスト、バラストタンク・船艙の内検などが含まれ、船長以下乗組員のご協力を得なければならないものがあります。 また、検査は船内を巡視しながら行いますので、検査の際には乗組員に立会って頂く必要があります。 終了時には指摘事項をまとめて船長に報告します。
- [2] 上記基準に拘らず実際にクレームが発生し、クレーム発生メカニズムに疑問のあるときは、別途コンディションサーベイを実施することがあります。
- [3] 新規加入船の場合においては原則加入前に実施するものとしています。  
特段の事情がある場合は、契約開始後 30 日以内に実施します。

以上